



**JASDAQ**

平成28年 4月26日

各 位

会 社 名 株式会社 テ セ ッ ク  
代表者名 代表取締役社長 田中 賢治  
(コード 6337 JASDAQ)  
問合せ先 総務人事部長 岩田 勉  
(TEL. 042-566-1111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年6月29日開催予定の当社第48回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを平成28年3月29日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で、同定時株主総会において下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。当社は取締役会の監督機能と経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的とし、平成28年6月29日開催予定の当社第48回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行します。これに伴い、監査等委員会への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等の必要な変更を行い、また、併せて取締役の責任免除に関する事項、会計監査人に関する事項、剰余金の配当に関する事項に関する明確化、表現の修正、条数の変更および字句の統一等、所要の変更を行います。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28年 6月 29日(水)
定款変更の効力発生日	平成 28年 6月 29日(水)

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条 ~ 第 9 条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条 ~ 第 15 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 7 条 ~ 第 8 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または「<u>定款</u>」のほか、取締役会において定める「<u>株式取扱規程</u>」による。</p> <p>第 10 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条 ~ 第 14 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p>

(決議方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条 (条文省略)

#### 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(新設)

(取締役の選任)

第 19 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

(新設)

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。

(決議方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または「定款」に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)

#### 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 17 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という)は、4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 18 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員と監査等委員でない取締役とを区別して行うものとする。

3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役(監査等委員を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 当社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条 (条文省略)

(取締役会の招集者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(新設)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2. 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第21条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)

(取締役会の招集者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。

2. 前項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

<p>(新 設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、当該提案議案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬等は株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を招集することができる。</u></p> <p>第 24 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案議案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会の決議によって、重要な業務執行(会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または「<u>定款</u>」に定めるもののほか、取締役会において定める「<u>取締役会規則</u>」による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は<u>監査等委員と監査等委員でない取締役とを区別して株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって</u></p>
--	---

<p>(新 設)</p> <p>第 5 章      <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(<u>監査役の員数</u>)  第 29 条    <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(<u>監査役の選任</u>)  第 30 条    <u>監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。</u></p> <p>(<u>監査役の任期</u>)  第 31 条    <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  2 . <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤監査役</u>)  第 32 条    <u>監査役は、その決議によって、常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>免除することができる。</u></p> <p>2 . <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章      <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(<u>常勤監査等委員</u>)  第 30 条    <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤監査等委員を選定することができる。</u></p>
---	---

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(新 設)

(監査役会の決議方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第 37 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

(新 設)

(新 設)

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。  
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を招集することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または「定款」に定めるもののほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規則」による。

(削 除)

(削 除)

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 34 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

<p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第 35 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 36 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 39 条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 37 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 38 条 (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>当社は、剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 39 条 <u>当社の期末配当基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p>

<p>第 40 条 （条文省略）</p>	<p><u>2. 当社の中間配当基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u> <u>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第 40 条 （条文は現行どおり）</p>
----------------------	--